

毎週火・金曜日発行（当日が休日当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

### 目次

- 規則  
福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則 三四
- 告示  
保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 三四
- 落札者を決定した件 三四
- 福島県教育委員会 三四
- 教科用図書採択地区を設定した件の一部を改正する件 三四
- 福島県教育委員会教育長 三四
- 落札者を決定した件 三四

## 規則

福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第三十九号

#### 福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

福島県旅館業法施行細則（昭和四十四年福島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中 「氏名（法人にあつては、その）」を「氏名（法人にあつては、その）」とし、「氏名（法人にあつては、その）」を「氏名（法人にあつては、その）」とする。

「氏名（法人にあつては、その）」を「氏名（法人にあつては、その）」とし、「氏名（法人にあつては、その）」を「氏名（法人にあつては、その）」とする。

「氏名（法人にあつては、その）」を「氏名（法人にあつては、その）」とし、「氏名（法人にあつては、その）」を「氏名（法人にあつては、その）」とする。

の)に改める。

日生

第三号様式(その二)中 「申請者」を「申請者」

氏名

電話番号 「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条

第2項各号(同項第7号を除く。）」に改め、同様式(その二)中「代表者の氏名

代表者の氏名

電話番号

を「第3条第2項第7号又は第8号」に改め、同様式(その三)中「届出者」を「申請

者」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」

電話番号

」に、「第3条第2項第3号」を「第3条第2項第7号又は第8号」に改める。

### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県旅館業法施行細則第二号様式及び第三号様式による申請書は、改正後の福島県旅館業法施行細則第二号様式及び第三号様式による申請書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県旅館業法施行細則第二号様式及び第三号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。(食品生活衛生課)

## 告示

### 福島県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年十一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 所在の不明な者の氏名 佐藤幸雄
- 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千五百八十八号）によること。  
（森林保全課）

**福島県告示第百八十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年十一月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

## 一 所在の不明な者の氏名

龍川初 龍川幸太郎 龍川金平 龍川キヨノ 星葦一 星初英 龍川秋好 横山茂  
星信一 横山熊吉 竜川廣子 横山禮子

## 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千五百七十七号）によること。  
（森林保全課）

**福島県告示第百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年十一月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

## 一 所在の不明な者の氏名

白岩次雄 若林庄次郎

## 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千六百二十二号）によること。  
（森林保全課）

**公告第147号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年11月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
水中用3次元モーションキャプチャーシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年11月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太田区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額  
90,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年9月20日

（入札用度課）

**福島県教育委員会****福島県教育委員会告示第七号**

教科用図書採択地区を設定した件（昭和三十九年福島県教育委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月二十二日

福島県教育委員会

地区 〔田村採択地区 田村市、田村郡  
表中 岩瀬採択地区 須賀川市、岩瀬郡  
石川採択地区 石川郡  
須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡〕に改める。

（義務教育課）

**福島県教育委員会教育長**

## 公告第16号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立岩瀬農業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年11月22日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県立岩瀬農業高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県立岩瀬農業高等学校 福島県岩瀬郡鏡石町桜町207番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年10月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
プリマックス株式会社 福島県郡山市桑野五丁目13番地6
- 5 落札金額  
30,246,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年9月13日

（財務課施設財産室）